

エクランボランティア規約

(名 称)

第1条 本会は、エクランボランティアと称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、見守り支援セミナー開催等の活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 終活支援活動のための調査・研究・交流活動・セミナーの開催。
- (2) 空き家対策支援活動のための空き家の調査・研究・交流活動・セミナーの開催。
- (3) 生活支援活動のための住民の調査・研究・交流活動・セミナーの開催。
- (4) 見守り支援活動のための住民や自治体、行政区との懇談会活動。
- (5) その他目的を達成するための活動。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、福岡県八女郡広川町大字久泉101-3に置く。

(会員)

第5条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

(役員の種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 代 表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 1名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 監 事 | 1名 |

(選出の方法)

第7条 本会役員については、会員の互選により選出する。

(任 期)

第8条 本会役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(その他)

第9条

この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。ただし、会員の承認を得なければならない。

(付 則)

この規約は、平成27年2月1日から実施する。